

平成31年3月18日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第127号の概要

(賃金構造基本統計調査の変更)

1 賃金構造基本統計調査の概要（現行計画）

調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性別、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査の沿革

➤ 昭和23年に「個人別賃金調査」の名称で調査を開始以降、毎年実施。昭和39年から現在の調査名称に変更

調査実施課

厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）付参事官（企画調整担当）付賃金福祉統計室

調査範囲 及び 報告者数

- 日本標準産業分類に掲げる大分類のうち「農業、林業」、「漁業」等を除く16産業に属する事業所
- 常用労働者5人以上を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び常用労働者10人以上を雇用する公営事業所
⇒約8万事業所（母集団:約140万事業所）
- 上記事業所に雇用される労働者
⇒約170万人（母集団:約4,200万人）

調査票 及び 調査事項

【事業所票】

事業内容、雇用形態別労働者数（常用労働者・臨時労働者）、企業全体の常用労働者数、新規学卒者の初任給額及び採用人員 等

【個人票】

労働者の性別、雇用形態、就業形態、最終学歴、年齢、勤続年数、役職又は職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、通勤手当・精皆勤手当・家族手当、賞与・期末手当等特別給与額 等

調査期日

毎年6月30日現在（ただし、個人票のきまって支給する給与額等については6月1か月間、また、個人票の賞与・期末手当等特別給与額については調査実施前年の1月1日から12月31日までの間）

調査組織

厚生労働省－都道府県労働局－労働基準監督署－調査員－報告者

結果公表

概要：調査実施翌年の3月、詳細：調査実施翌年の6月

（注） なお、調査範囲及び調査組織については、現行の調査計画と実際の調査内容との間に一部相違がある。

2 調査結果の利活用状況

行政施策上の利用

◆ 最低賃金の改定

中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安の設定の基礎資料

◆ 労災保険給付額の算定

労災保険給付の休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定の基礎資料

◆ 地域手当の算定

人事院における国家公務員給与の地域手当の支給地域及び支給割合の決定の基礎資料

◆ 女性の役職者割合の算出

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）における企業認定基準^{（注）}の設定のための基礎資料

（注）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づく行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局に申請し、厚生労働大臣の認定を受けることができ、認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品などに付することができる。

企業等による利用

◆ 企業における賃金決定等の基礎資料

3 調査計画の変更（1）

－ 調査対象の属性的範囲 －

2019年調査の調査計画について、①調査対象の属性的範囲から除外する業種の追加、②新たな行政ニーズや、2019年5月1日予定の改元、労働者の個人情報保護に対応した調査事項の見直し、③調査方法の整理・再編などを変更※

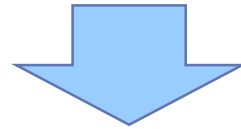
※ 今回は、2019年調査の実施に当たり喫緊に対応が必要な計画を変更するものであり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）への対応を含めた2020年調査以降の抜本的な見直しについては、2019年5月以降に改めて諮問する予定

◆ 調査結果の利活用や調査の効率的実施等を勘案した除外対象業種の追加

- 調査対象の属性的範囲のうち、「大分類M 宿泊業，飲食サービス業」から「小分類766 バー，キャバレー，ナイトクラブ」に属する事業所を除外

【現行計画】

日本標準産業分類のうち、「大分類A 農業，林業」、「大分類B 漁業」、「小分類792 家事サービス業」、「中分類96 外国公務」及び「大分類S 公務（他に分類されるものを除く）」を除く全ての産業



【変更後】

日本標準産業分類のうち、「大分類A 農業，林業」、「大分類B 漁業」、「小分類766 バー，キャバレー，ナイトクラブ」、「小分類792 家事サービス業」、「中分類96 外国公務」及び「大分類S 公務（他に分類されるものを除く）」を除く全ての産業

3 調査計画の変更 (2)

－ 調査事項① －

◆ 行政ニーズに対応した外国人労働者の「在留資格」を把握する調査項目の追加

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の改正により、2019年4月から新たな在留資格による外国人労働者の受入れが開始されることを踏まえ、外国人労働者の的確な実態把握の観点から、個人票に外国人労働者の「在留資格」に係る調査項目を追加

【変更後】

(20)	(21)	備考
昨年1年間の賞与、期末手当、特別給与額 賞与、期末手当等の年間の支給額であり、毎月支給されるものは含みません。 3か月を超えて算定されるものは含みません。 さい。]	在留資格番号 外国人労働者について記入してください。 [日本人及び特別永住者等は記入不要です。]	[事業所で記入対象労働者を識別できる番号等のほか、記入内容が特異な場合は、その理由を記入してください。]

◆ 外国人労働者に係る集計事項の追加

- 上記の「在留資格」に係る調査項目の追加に伴い、在留資格区分等別の実労働時間数や給与額等に係る集計事項を追加

3 調査計画の変更 (2)

- 調査事項② -

◆ 改元への対応及び労働者の個人情報保護の観点からの調査事項の変更

- 2019年5月1日に予定されている改元に伴い、事業所票及び個人票における調査実施年の表記部分について、新元号に変更
- 個人情報保護の観点から、個人票の「労働者の番号又は氏名」欄を削除し、備考欄への識別番号等の記入により、記入対象労働者の特定が可能となるよう変更

【現行計画】

(1) 一連番号	(2) 労働者の番号 又は氏名	(3) 性	備考
			記入内容が 特異な場合 は、その理 由を記入し てください。

【変更後】

(1) 一連番号	(2) 性	備考
		事業所で記入対象労働者 を識別できる番号等のほ か、記入内容が特異な場 合は、その理由を記入し てください。



4 「公的統計の整備に関する基本的な計画」への対応状況

課題内容

毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。【平成30年度（2018年度）から実施】

匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。【平成30年度（2018年度）から実施】

調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。【平成32年（2020年）調査の企画時期までに結論】

対応状況：指摘を踏まえた対応等

有識者で構成する「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）における検討結果を踏まえ、今後試算等を行う予定

個人票については、世帯調査の手法の準用の可能性がある一方、匿名データの提供事例のない事業所系調査にも当該手法が準用可能か、今後の議論の進め方について検討中

- ・平成32年（2020年）調査からのオンライン調査導入とともに、平成31年（2019年）調査から郵送調査を基本とした調査方法への変更のほか、本社一括調査を導入
- ・学歴区分の細分化と、調査対象職種について日本標準職業分類と整合的かつ網羅的な区分への見直しを検討
- ・回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更案及び当該変更による推計値への影響についてWGにおいて検証中
- ・試験調査に併せて実施したアンケート結果及び実査・集計に与える影響も踏まえ、事業所内の全労働者を調査することについて整理・検討中

5 現時点で想定される主な論点

- ◆ 本調査が対象とする属性的範囲は、どのような理由から設定されているのか。今回の除外対象業種の追加は、利活用等の観点から見て妥当か。他に見直しが必要な業種はないのか。
- ◆ 追加する調査事項については、行政ニーズや調査結果の利活用等の観点からみて、適切なものとなっているか。報告者負担の軽減にも配慮されているか。
- ◆ 郵送調査を基本とした調査方法への整理・再編のほか、回収率をはじめとする、調査の質の維持・更なる改善に向けた方策を図る余地はないか。
また、調査員・職員による調査票の督促・回収及び本社一括調査については、それぞれの役割分担等が明確となっているか。回収状況の適切な管理にも留意されているか。
- ◆ 民間事業者の活用を主たる目的とした、試験調査による検証はどのような結果となっているのか。当該検証結果も踏まえ、今後、更なる調査業務の効率化や回収率向上を図るため、どのような方策を検討しているのか。
- ◆ 2020年調査から導入を計画しているオンライン調査の検討は、どの程度進捗しているのか。今回の調査から先行的に導入を図る余地はないか。
- ◆ 集計事項については、調査結果の利活用等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。また、調査の実施状況等を踏まえた情報提供の充実にも十分留意されているか。